

小論文

(問題)

2017年度

注意事項

1. 問題冊子、解答用紙は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁以降に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書き用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書き用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確にていねいに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすがあるので、注意してください。
6. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わざ筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
7. 試験終了後、問題冊子、下書き用紙は持ち帰ってください。
8. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
9. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

下記の【課題文】を読んで、次の二つの問題に答えなさい。

*この問題は、あなたの問題解決能力、論理的思考力あるいは文書表現能力を確認するためのものであり、法学的な知識を問うことをねらいとするものではありません。また、法律的に「正しい」結論を出すことができるか否かにより、あなたを評価するものではありません。

- (1) 下線部分にある大統領の発言について、筆者はどのように考えているか。筆者の分析を踏まえて、解答用紙1頁内で述べなさい（**解答用紙上端の頁番号1を使用すること**）。
- (2) あなたは、「事件の被害者は刑事裁判手続きの中心にあるべき」という見解について、どのように考えるか。反論も考慮しながら、あなた自身の意見を述べなさい（**解答用紙上端の頁番号2以下を使用すること**）。

【課題文】

オクラホマシティ連邦政府ビル爆破事件の犯人、ティモシー・マクヴェイへの死刑判決言い渡しに先立ち、陪審員たちは、この事件の生存者と犠牲者の家族から胸が締めつけられるような証言を聞かされた。いかに情緒に訴えるものであろうと、そうした証言は法廷にはふさわしくないという意見もある。刑事被告人を死刑にすべきかどうかは、事実と法に基づく理性的な熟慮によって決められるべきで、被害者の家族が当然感じる怒りや憤りによるべきではないというのだ。一方、犯人が受ける刑罰に関して、被害者にも発言権があるという意見もある。刑罰は犯された罪に応じて与えられるべきだとすれば、陪審員は被害者が被った苦痛と損失の全容を知らなくてはいけないというのだ。

マクヴェイ裁判で裁判長を務めたリチャード・マーチ判事は、こうした二つの考え方の板挟みになっていたようだ。裁判長は量刑段階で一部の被害者に証言を許可した一方で、詩、結婚写真、この爆破事件で母親を亡くした9歳の少年の証言といった感情の込められた証拠を却下した。あえて「復讐心や……悲嘆への共感に関して陪審員の激情を刺激したり煽ったりするような」証言を回避したのだ。こうした感情は、彼に言わせれば「被告を死刑に処すべきかどうかを熟考して慎重な道徳的判断を下すのにふさわしくない」。裁判長のどっちつかずの姿勢には、刑罰の目的をめぐって対立する二つの観念が反映されている。刑事裁判で量刑を決める際、被害者に発言権を与えるべきだとする人たちは、ときには無意識に二つの異なる主張に頼りがちである。一つは治療論、もう一つは応報論だ。治療論では、懲罰は被害者にとって安堵感の源、カタルシスの体現、幕引きの機会であると考えられる。懲罰が被害者のためのものなら、被害者は懲罰の内容に発言権を持つべきだ。治療論が最もはっきりと表れている一部の州法では、被害者は法廷に招かれて自分の受けた痛みや苦しみを語るだけでなく、被告についての意見も述べるよう求められる。その結果、法廷は騒然とし、さながらテレビのトークショーのような光景が繰り広げられる。テキサス州の法律では、被害者あるいはその親族が、判決言い渡しのあと、公開法廷で被告に非難の言葉を浴びせることさえ許されている。

だが、被害者による証言を擁護する治療論的な根拠には、欠陥がある。刑罰の効果(被害者とその

家族が結果に満足すること)と、刑罰を正当とする主たる根拠—犯人に相応の報いを与えること一を混同しているからだ。被害者影響陳述〔被害者が犯罪により被った害について陳述すること〕を許可する最も説得力ある理由は、応報論に基づくものだ。つまり、犯罪の道徳的重大性を陪審員に十分説明できるということである。われわれは、オクラホマシティの爆破事件で168人が亡くなったことを知っているかもしれない。だが、途方に暮れたままあわれな声で母親を呼ぶ幼子の痛ましい話を聞くまでは、この犯罪の道徳的な全容はわからない。

応報論によれば、被害者影響陳述の目的は、被害者に感情のはけ口を与えることではない。そうではなく、正義を行い、事件の道徳的真相を突き止めることなのだ。感情が犯罪の性質を明らかにするのではなくゆがめるとすれば、裁判官は量刑を決める際、感情に役割を与えるべきではない。

応報論は被害者による証言を擁護する最善の根拠ではあるものの、二つの明らかな反論から逃れられない。まず、特定の被害者の人柄や、家族やコミュニティにとって彼らがどれほど大切な証拠として用いるのは、命の価値が大きい人とそうでない人がいることを意味する。そうでなければ、殺人の被害者が4人の子供の最愛の親であろうと、誰にも死を悼まれない独身の浮浪者であろうと、あるいはマーティン・ルーサー・キング・ジュニアのような人物であろうと、札付きの酔っぱらいであろうと、どこに道徳的な違いがあるというのだろうか?この種の判断のための何らかの基準がないかぎり、特定の被害者の生活や人柄に関する証言の道徳的妥当性を説明するのは難しい。

次に、ある殺人がほかの殺人より道徳的に痛ましいということはあるにしても、その犯罪のさまざまな側面のうち、犯人が知りえなかった部分に対して罰が余分に加えられるのは不公平ではないだろうか?加害者が見ず知らずの他人を殺した場合、のちに身元の判明した被害者が罪人だったか聖人だったかによって、科される罰は違ってくるのだろうか?最高裁判所は1987年のブース対メリーランド州裁判〔1983年、メリーランド州でジョン・ブースが近所に住む老夫婦を殺害した強盗殺人事件の裁判〕でこうした反論を重視し、死刑裁判における被害者影響陳述を憲法違反と断じた。被害者の人柄や家庭状況を陪審員が斟酌できるようにするのは、「被告が把握していなかった要因、殺すという決断に無関係な要因のせいで死刑を科す結果を招きかねない」というのだ。

二番目の反論は、最初のものほど重要ではない。われわれが殺人者を罰するのは「殺す決断」に対してだけでなく、彼らが引き起こした被害に対してでもある。銃が不発だった暗殺未遂犯と暗殺に成功した犯人では、いずれも「殺す決断」をしたにもかかわらず、未遂犯の受ける刑罰のほうが軽い。飲酒運転で歩行者をひき殺したドライバーと、同じように飲酒運転をしたが幸運にも人をひき殺さなかつたドライバーでは、いずれも「殺す決断」はしていないにもかかわらず、前者がより重い罰を科される。

一方、最初の反論は退けるのが容易ではない。被害者による証言を擁護する応報論に、殺人者(と、おそらく被害者)の道徳的序列づけという意味合いがあることは、否定できない。道徳的差別という観念は、中立を求める現代人の感覚と相容れない。しかし、だからといって道徳的差別に反対する論拠にはならない。犯罪と懲罰についての判断を理解するには、道徳的差別の観念が多少なりとも必要だ。

こうした対立する懲罰の理論と格闘しているのは、マーチ判事だけではない。被害者影響陳述の利用は近年、急増している。そのきっかけとなったのは、被害者の権利を求める運動と、1991年に最高裁判所で下されたペイン対テネシー州裁判〔1987年、テネシー州でパーヴィス・タイロン・ペインが暴行目的で知人女性宅に侵入し、彼女と2歳の娘を殺害、3歳の息子にケガを負わせた事件の裁判〕の判決だ。この判決はブース裁判の判断をくつがえし、死刑裁判での被害者証言を許可した。現在、大半の州で、被害者の発言権が認められている。議会でも、1994年の連邦犯罪法案で、被害者証言を認める条項が加えられた。今年3月、クリントン大統領が署名した法案によって、オクラホマシティ爆破事件の被害者は証言のために召喚されていても裁判に立ち会えるようになった。「事件の被害者は刑事裁判手続きの中心にあるべきで、外から中を覗きこむようであってはいけない」と大統領は述べた。

被害者の権利への配慮が重んじられつつあるのは、道徳的には吉とも凶とも受け取れる。こうした動きからうかがえるのは、アメリカ人の社会生活のなかで治療論への欲求が高まっている—ある被告側弁護人は被害者による証言を「判決手続きのトークショード化」と呼んだ—と同時に、応報の正義という伝統的な観念も力を増してきているということだ。治療論の倫理は道徳的責任からの逃避の表れであり、応報論の倫理は道徳的責任を取り戻したいという願望の表れである。課題は、後者の衝動を前者から切り離すことだ。被害者による証言は、正しくコントロールすれば、犯罪の道徳的な重大さに光を当てることによって正義に役立つ。だが、被害者を「刑事裁判手続きの中心」に置くことには危険も伴う。罰は罪に応じたものでなくてはならないという道徳的要請を被害者の心理的欲求が圧倒してしまう危険は、私的な仇討ちが行われていた時代から変わっていないのである。

【出典】

マイケル・サンデル（著）／鬼澤忍（訳）『公共哲学』（筑摩書房、2011年）より。

〔以下余白〕

